

令和8年4月1日

いじめ防止基本方針

小平市立小平第五中学校

目次

1 基本方針の策定の意義	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの禁止	1
4 いじめ問題への基本的な考え方	1
(1) いじめを生まない、許さない学校づくり	2
(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す	2
(3) 教員の指導力の向上と組織的対応	2
(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組	2
5 学校における取組	3
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	3
(2) いじめの防止等のための組織の設置	3
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	3
ア未然防止	3
イ早期発見	4
ウ早期対応	4
(4) いじめに対する措置	5
アいじめの認知	5
イいじめの解消に向けた取組	5
ウいじめの解消	6
6 重大事態への対処	7
(1) 重大事態の定義	7
(2) 重大事態の調査	7
(3) 市長による再調査及び措置	7
7 取組の評価・見直し	7
8 その他	7
いじめ重大事態発生時の流れ	8
こだいらいじめ防止メッセージ	9

1 基本方針の策定の意義

全てのこどもは、かけがえのない存在であり、こどもの健やかな成長は、社会全体の願いである。そのため、児童・生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるいじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校、家庭、地域は、それぞれが責任と役割を果たしながら、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

本校は、いじめを決して許してはいけなく、見逃してはいけなくとの思いから、いじめの兆候をいち早く察知し、解決する取組を以前から進めてきた。学校、家庭、地域、関係機関等による横の連携を大切に健全育成や居場所づくりは、その一つである。そして、児童・生徒を取り巻く大人たちの連携といじめに向かわせない社会を築く責任は、今後ますます重要であり、教員、生徒とその家庭一人一人がいじめを許さない姿を示すことが必要である。

「小平第五中学校いじめ防止基本方針」（以下、「本基本方針」という。）は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携を強め、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。最終改正：令和元年5月24日法律第11号。以下、「法」という。）や「東京都いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を、小平第五中学校に在籍する全ての生徒に対し、総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

法第2条において、次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、学校は、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内はもちろんのこと、学校の内外にまたがるいじめの防止等に取り組む、いじめを生まない土壌づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、こどもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう家庭、地域、関係機関と連携して対処する。

また、いじめが起きた場合には、いじめを直ちにやめさせ、いじめを行った生徒の背景の理解と解消に努め、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。そして、平時から実行的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取り組みを実施する。重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要である。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深め、いじめをしない・させない心情を育む

全ての生徒が、いじめについて深く考え、理解し、いじめに向かうことなく、心の通う対人関係を構築できるよう、道徳科の授業、生徒会等による主体的な取組、体験活動などを通じて、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことを自覚するように促す。また、いじめの行為によっては、大人であれば犯罪行為として扱われる場合もあることを周囲の大人も認識し、生徒の指導に当たる。

全ての生徒が、自分も他の人も大切な存在であることを認め、互いの個性を受容し、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめから生徒を守り、生徒の取組を支える

いじめを受けた生徒からの情報や、いじめの兆候を早い段階から確実に受け止め、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実にを行い、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、教職員が連携し、きめ細かく状況を把握し、関係機関と連携して対応するなど、いじめを受けた生徒を守り通す取組を徹底する。

また、いじめについて、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援し、いじめを見過ごさず、いじめの防止や解決に向かおうとする生徒を育てる。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む

いじめを生まない学校や学級づくりに使命感をもち、いじめ問題に適切に対処できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力、必ず解決に導こうとする意欲を高める。

また、教職員個人による対応に任せることなく、教職員全体のいじめ問題への理解と対応力を向上させ、学校全体による組織的、継続的な取組により、速やかな解決を図り、解決後も注意深く状況を見守るなど、いじめの生まれる要因を改善する。

校長は、学校評価にいじめの取組状況に関する評価項目を位置付け、PDCAサイクルに基づく組織的な取組を進める。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、地域社会全体で生徒の健やかな成長を促し、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題の解決と対策の推進に取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいかなる場合にもいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める感受性や、規範意識の育成に努めるとともに、生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校（小平市立小平第五中学校）における取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成29年3月16日 文部科学省）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び本基本方針を参照し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（法第13条）

これらに基づいて、小平市立小平第五中学校における「いじめ防止基本方針」を以下の通りに作成した。

また、小平市いじめ防止基本方針や本校によるいじめ防止基本方針を、教育委員会だより及び市ホームページ、学校ホームページを通じて、全ての生徒、保護者、地域に周知する。

（2）いじめの防止等のための組織の設置

- ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策委員会」を置く。（法第22条）
- イ 学校いじめ対策委員会は校長、副校長、生活指導主任、各学年・学級生活指導部教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
- ウ 学校いじめ対策委員会は週1回生活指導部会の中で開催する。
- エ いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かを判断する。
- オ 「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチーム（※3）を活用する。
- カ 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条）

（※3）学校サポートチームとは、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織。

（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会、関係機関等と連携して、学校いじめ防止基本方針に基づき、「未然防止」、

「早期発見」、「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。実効性のある校内研修を年3回以上行い、学校いじめ防止基本方針の理解、いじめの兆候や危険信号を見逃さない教職員の資質向上を図る。なお、校内研修のうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

また、生徒会によるいじめ防止のための話し合いやポスターの作成、挨拶の推進による望ましい集団形成への取組など生徒の主体的な活動を取り入れながら推進する。（再掲）

なお、日常的、定期的に「学校いじめ対策委員会」を核として生徒の情報を共有し、いじめの問題等に関する指導内容を記録するとともに、生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行うなど、組織的に対応する。以下に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- ・教員の「いじめ」についての正しい認識
- ・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐ教職員の人権感覚の向上
- ・「いじめは絶対に許されない」という生徒の自覚の促進
- ・集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土づくり
- ・年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組の推進
- ・生徒及び保護者を対象とした、いじめ（ネット上のいじめも含む。）の防止等のための啓発活動、家庭と連携したルールづくり等の推進
- ・保育園、幼稚園、小学校から得た入学前の情報を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、個々の児童・生徒の特性についての理解に基づいた予防的な対応

3

- ・学校公開や家庭訪問、学校通信などを通じた、いじめの防止等のための取組に対する啓発及び家庭との緊密な連携・協力
- ・年1回の人権教育に関する研修会を実施
- ・定期的に全校朝会や学年集会等の機会に、いじめをテーマに関する講話を実施
- ・年度当初に全ての生徒、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針の説明及び学校ホームページに掲載

イ 早期発見

- ・月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間を通じたアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握
(いじめを受けていることや、他の生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。)
- ・生徒、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知
(学校いじめ対策委員会の構成員である教職員によるいじめ防止授業の実施など、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が生徒に容易に認識される取組など)
- ・教職員全体によるいじめに関する速やかな情報の共有
週1回の生活指導部会で各学年より情報提供と共有
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉え、傍観者とならないようにする指導

ウ 早期対応

- ・いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合の、特定の教職員が抱え込まない管理職及び学校いじめ対策委員会主導の速やかな組織対応
- ・いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、いじめた生徒に対する毅然とした態度による指導
- ・発生状況及び対応状況に関する保護者への報告、支援及び助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察及び関係機関や専門家等との相談・連携
- ・必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況の共有
- ・生徒の進学時に、進学先に適切な引継ぎ及び情報の共有。
- ・いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録の作成及び保存

(4) いじめに対する措置

ア いじめの認知

いわゆる「社会通念上のいじめ」と、学校で認知するいじめとは必ずしも一致するものではない。児童・生徒の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含む。加害生徒や第三者からは問題ないと見える場合や、被害生徒が「いじめられていない」と否定する場合でも、被害生徒が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、生徒の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

イ いじめの解消に向けた取組

(ア) いじめを受けた生徒

① 安全確保

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中や休み時間、放課後、家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童・生徒の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

② 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、被害生徒及び保護者のケアを行う。

(イ) いじめをした生徒

① 指導及び組織的な対応

いじめをした生徒には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、当該生徒の継続的なケアを行う。

(ウ) いじめを見ていた生徒

① 大人へ報告できる教職員の体制づくり

保護者、地域及び学校は、いじめを見ていた生徒が勇気をもっていじめを伝えられるようにするために、いじめについて大人に伝えても守ってもらえると思えるようにする。

② 当事者意識の醸成

いじめを見ていた生徒が見て見ぬふりをせず、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実させる。

(エ) 解消のための組織的な対応

① 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、いじめ防止基本方針に則り、管理職及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。

管理職の指示の下、いじめを受けた生徒及びいじめをした生徒の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及び解消に向けた指導への理解と協力を得る。

② 管理職及び学校いじめ対策委員会の対応

報告を受けた管理職及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に進められるように指示、指導する。またその指導の状況や生徒の様子から、解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

(オ) 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

ウ いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、被害生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。本校では、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、生徒が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に被害児童・生徒の状況を確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）

6 重大事態への対処

重大事態の発生は、何としても防がなければならないが、万が一発生した場合には、教育委員会は、いじめを受けた生徒とその家族にできる限り配慮し、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。

(1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。

同項第1号 に該当する事案について

例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など
などのケースが想定される。

同項第2号 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号 に共通すること

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針

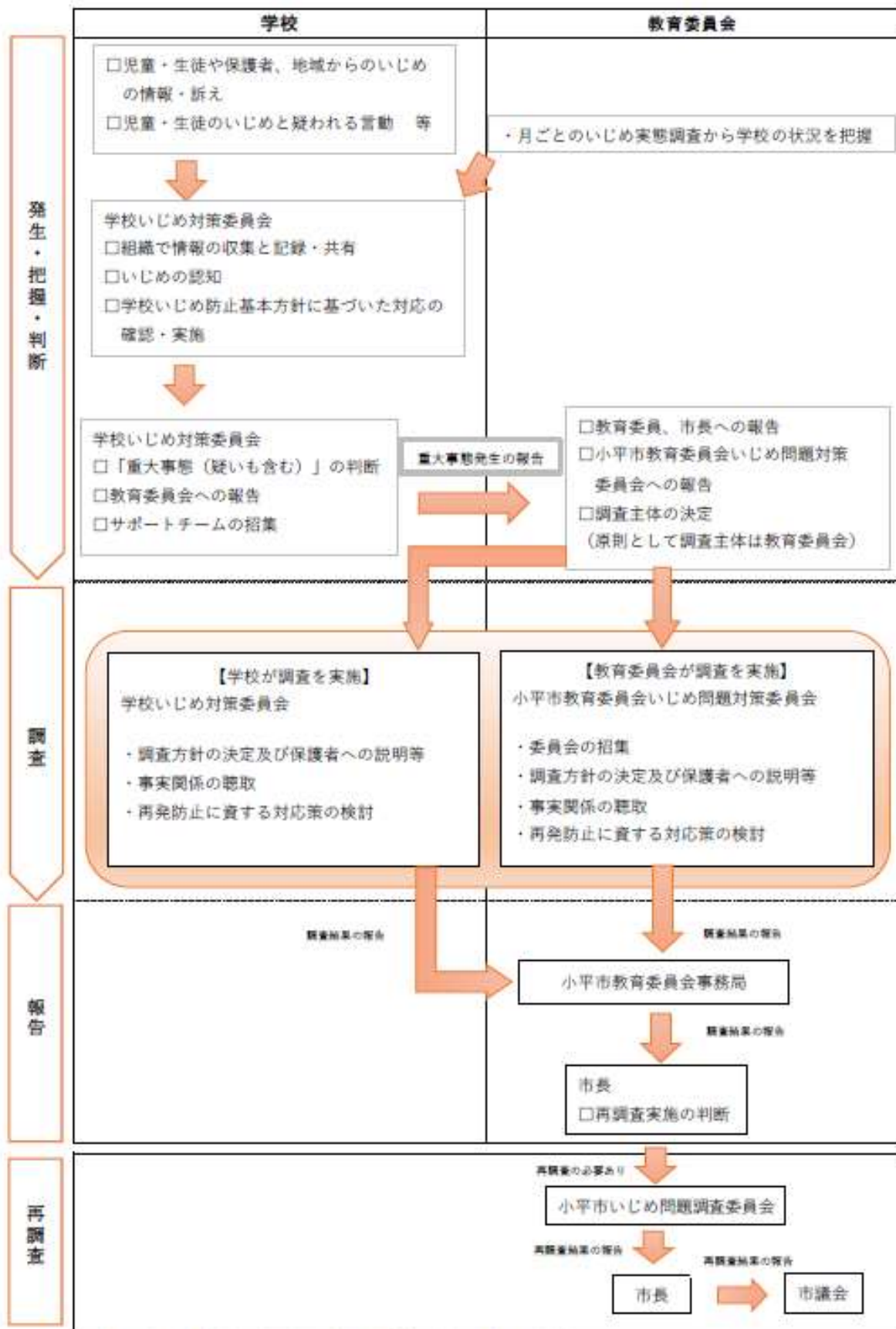
（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月16日〕】

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により、適切に対応する。

- ① 学校は、いじめを受けた生徒の安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くし、重大事態の発生について、直ちに教育委員会に報告する。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ② 学校が調査する場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。
- ③ 調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が、事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。
- ④ 生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起りえない状況であることが明確であることなど、法の要件に照らして、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

いじめの重大事態発生時の基本的な流れ



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

こだらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して、次のような姿勢で取り組みます。

① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることはありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しません。

② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることではありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析や、いじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっています。このことを活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育てる主体的な活動を取り入れていきます。

⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒の小さな変化や気になる様子をとらえ、各学校の学校いじめ対策委員会を核として組織的にきめ細かく対応し、早期発見・早期対応により、決して見逃すことなく児童・生徒の困っていることや悩みに対処します。